

鳥取市議会総務企画委員会会議録

会議年月日	令和7年9月18日（木曜日）		
開 会	午前9時57分	閉 会	午後2時0分
場 所	市役所本庁舎7階 第1委員会室		
出席委員 (8名)	委員長 吉野 恭介 副委員長 伊藤 幾子 委 員 坂根 政代 雲坂 衛 米村 京子 浅野 博文 星見 健蔵 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	加嶋 辰史 加藤 茂樹 寺坂 寛夫		
事務局職員	主査兼議事係長 谷島 孝子 調査係主事 小林 舞実		
出席説明員	<p>【総務部】</p> 総務部長 塩谷 範夫 次長兼総務課長 濱岡 直樹 総務課課長補佐 濱崎 浩司 行財政改革課長 宮崎 学 行財政改革課参事 米田亜希子 行財政改革課課長補佐 黒田 洋太 職員課長 入江 卓司 職員課課長補佐 前田 修次 財産経営課長 金谷 幸一 財産経営課課長補佐 中島 祥太		
	<p>【総務部 税務・債権管理局】</p> 税務・債権管理局長兼市民税課長 中島 辰哉 固定資産税課長 雁長 徹 収納推進課長 池原 章博 市民税課課長補佐 谷本 泰志 固定資産税課課長補佐 渡邊 佳絵 収納推進課課長補佐 中瀬 淳		
	<p>【総務部 人権政策局】</p> 人権政策局長兼人権推進課長 山下 宣之 中央人権福祉センター所長 田渕 聡 人権推進課課長補佐 中川 真理 中央人権福祉センター総括主査 川口 寿弘 男女共同参画課長 小清水 晃子 男女共同参画課課長補佐 川北 明子 男女共同参画センター所長 坂本 欣生		
	<p>【危機管理部】</p> 危機管理部長 山川 泰成		
	<p>【企画推進部】</p> 企画推進部長 河口 正博 政策企画課長 上田 貴洋 政策企画課課長補佐 増田 和人 政策企画課地方創生推進室長 西田 茂樹 政策企画課地方創生推進室室長補佐 遠藤 幸二 文化交流課長 中村 和範 文化交流課課長補佐 入江 竜生 デジタル戦略課長 松田 仁史		

	デジタル戦略課課長補佐 上田 芳郎 【市民生活部】 市民生活部長 谷口 恭子 地域振興課長 河上 昌輝 地域振興課課長補佐 有田 博 協働推進課長 小森 毅彦 協働推進課参事 山根 優子 協働推進課課長補佐 酒本 晶恵 市民総合相談課長 前田 武志 市民総合相談課課長補佐 白間 純一 次長兼市民課長 北村 貴子 市民課参事 植田 光一 市民課課長補佐 山内 祥光 【選挙管理委員会事務局】 事務局 長 有本 公博 事務局次長 田淵 康修
傍 聴 者	なし
会議に付した事件	別紙のとおり

午前9時57分 開会

【総務部・危機管理部】

◆吉野恭介委員長 ただいまから、総務企画委員会を開会いたします。本日の日程ですが、まず、総務部・危機管理部の議案審査、請願審査を行い、その後、企画推進部の議案審査、報告、陳情審査、続いて、市民生活部の議案審査、最後に、選挙管理委員会の請願審査の順に進めてまいります。よろしくお願いいたします。

それでは、総務部・危機管理部に入ります。まず初めに、塩谷総務部長に御挨拶をいただきたいと思ひます。塩谷総務部長。

○塩谷範夫総務部長 総務部の塩谷でございます。よろしくお願いいたします。本日、総務部・危機管理部につきましては、前回9月5日の総務企画委員会で御説明を申し上げました、議案の5件につきましての審議のほうをよろしくお願いいたします。

それと、昨日追加提案をさせていただきました、議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）のうち、所管に属する部分についての説明と、それから審議のほうをお願いをしたいと思います。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にお願いします。執行部及び委員の皆様をお願いいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。

よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、採決に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第112号鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第113号鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第114号鳥取市税条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第114号鳥取市税条例の一部改正についての質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第114号鳥取市税条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

議案第127号工事請負契約の変更について（質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 続いて、議案第127号工事請負契約の変更についての質疑を行います。本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 前回の説明のときに、外壁の補修するところが増えて、あと、工法も変更になったということがあったんですけど、ちょっとそこら辺、具体的に教えてもらえますか。

- ◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 財産経営課、金谷でございます。外壁工事につきまして、外壁のひび割れや欠損、浮きというような、外壁の補修が必要な箇所があるんですけども、こちらにつきまして、工事、実際にかかる段階で調査をしましたときに、そのひび割れ部分、特に、ここがかなり多かったということを確認しまして、そこについて数量が増えたというのが1つのポイント、それから、あと、そのひび割れの内容につきまして、従来、当初は自動式でエポキシ樹脂を注入する工法を設定していたんですけども、これを自動式ではなくて、機械で実際に圧をかけて注入する方法という形に変えさせていただいて、より、ひび割れが拡大しても追従するような素材で、建物が長寿命できるような形、それとあと、養生が不要という形で、工法が、的確にできる工法に変えたというところで、工事の事業費が若干増になったというところでございます。以上です。

- ◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

- ◆伊藤幾子副委員長 その注入するのに、自動式から機械式、手動。

- ◆吉野恭介委員長 金谷課長。

○金谷幸一財産経営課長 すみません。自動で、ずっと低圧で自動で圧をかけてやるやり方と、あとは、実際に機械を使って注入するやり方がありまして、今回は、自動でずっと低圧でかけるものではなくて、機械を使って順次注入をしていくという形に変えていくという具合に聞いて

ております。

- ◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第127号工事請負契約の変更についてを採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（説明・質疑・討論・採決）

- ◆吉野恭介委員長 それでは、続いて、追加提案分に入ります。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の説明を、執行部、お願いします。宮崎課長。

- 宮崎 学行財政改革課長 行財政改革課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算（第3号）、所管に属する部分について御説明いたします。説明に当たりましては、A4横の資料3、総務企画委員会説明資料、令和7年度9月追加補正に沿って説明させていただきます。

それでは、2ページを御覧ください。予算書ページは12ページでございます。款繰越金、前年度繰越金、補正額が1,544万1,000円でございます。こちらは、このたび追加提案させていただきました一般会計補正予算（第3号）、内容としましては、低所得者等への光熱費助成と災害復旧費になりますが、総額8,965万1,000円、こちらに必要となる一般財源でございます。議案第128号の説明については、以上でございます。

- ◆吉野恭介委員長 御説明いただきました。

本案について、質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですね。

（「はい」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- ◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第128号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

- ◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これより請願審査に入りますので、請願審査に関連のない部署の方は御退席ください。

令和7年請願第6号消費税減税を求める意見書の提出を求める請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、令和7年請願第6号消費税減税を求める意見書の提出を求める請願について、委員の皆様から質疑、御意見はございますか。前半でたくさんの意見を出していただきましたけど、改めて、ここで意見を言うていただければと思っております。よろしくお願ひします。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 このずっと物価高騰が続いている中で、この消費税減税をやっぱり求める声っていうのは、私は大きいままだと思っておりますし、世論調査の結果も、そういうふうに出ています。参議院選挙の結果も、やっぱり消費税の減税をしてほしいと、それが勝っていたのではないかと思っております。それで、この請願は、消費税減税を求める意見書を国に上げてくださいということで、参議院選挙では、野党がいろんな減税の割合だとか、食品だけとか、いろいろね、違いはあったんですけども、どういうふうに消費税を減税していくのかっていうことを、財源ともに、やはりしっかりと国会で議論して、国民の声に答えていくことが、これは国会の責任だと思っておりますので、ぜひ、この請願を上げていただきたいなと思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 私は、これの請願には反対ということでありましてけれども、前回も、執行部のほうに確認をさせていただいた国の税収、それから、市に入ってくる、いわゆる交付金ですね、この辺りでのウエートが非常に高いウエートで、令和6年度については約49億9,000万、それから、令和7年度の予算についても、51億6,000万という、非常に高いその交付金の予算を上げてるわけですし、消費税に関連しては、国のほうで、これについて議論してくれえということなんだけども、そもそも論から言うと、これは、私は国会議員じゃないんだけども、要するに消費税は、それこそ10%がいいか、5%がいいか、0%がいいかという議論をすれば、そりゃあ5%がいいし、0%だったら、なおいいと。それは誰しも思う話なんだけれども、問題は、先ほど、今話をしている、代替財源をどこに求めるかというような話なんですけれども、共産党は大企業とか富裕層から出してというようなことで、その請願書の中に、そういう文言があれば、それはそれでいいんだけども、あとは国に丸投げで、国のほうで検討してくれということだけれども、これ、どういうふうに補うかっていうことになると、先ほど言いましたように、所得税とか、法人税とか、社会保険料の引下げをするということによって補う、あるいは、歳出の削減、歳出を削減することによって、この国の税収分23兆円っていうのもどういうふうに補っていくか、さらには、赤字国債の発行っていうことも言われてるんだけども、結局は、赤字国債を発行すれば、要するに、国債の格付がどんと下がってきて、結果としては円安傾向になるとなってくると、また、輸入品等々がどんどん値上がってきて、それが国民にまた降りかかると。結果としては、国民にどういうふうに影響があるかっていう話になっちゃうわけですね、ない袖は振れんという話の中で、打ち出の小づちがあるわけではないわけで、その辺りを、やはり慎重に検討せなあかんというふうに思うんだけども、私が今考える限りでは、代わるその財

源が、どこに求めるかということは、非常に難しい状況であるということが1点と、それから、もう一つは、野党間での、いろんな消費税減税を公約として、この参議院に上げてるんだけど、ある面、大衆受けしとるような政党もあるわけですし、恒久的に0%というような、言ってるんだけど、じゃあ、代替財源をどこに求めるかっていうことについては、何も言ってないわけで、とにかく0%にするんだと。これは、選挙目当ての公約でしか思えんわけですね、だから、そういうその政党間のいろんな差異のある中で、果たして、これがどういうふうになるのか、私は、この件については、これを、その具体的な代替財源が示されん中で、消費税の減税ありきについては、私は反対ということで討論としていただきたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 坂根です。私は賛成の意見を言いたいと思います。消費税減税をめぐるのは、政党間で様々な意見があるということは承知をしております。それはそれで、やはり各政党が、自分たちが言ったマニフェストをしっかりとやるというのが国会での役割だというふうに、私は、思っております。私が賛成だと思うのは、まず、賃金は上がってきておりますが、物価高に追いつくほどの賃金にもなっていないこと、ということは、やはり生活苦が始まっています。また、賃金が上がるのも、かなり中小では、まだまだという、こういう実態があって、中小企業等に含めても、かなり負担が今来てるというのが、この消費税の問題だというふうに思っております。そういう意味で、やはり国民の生活をどう守っていくのか、または、消費税を減税していくことによって、より購買力を増やしていった、経済の活性化につなげていくという、こういう方法もあるというふうにも伺っております。そういう意味でいうと、国民の生活を守っていく、市民の生活を守っていく、このために、やはり消費税の減税を求めていくということを、ぜひ、国会で審議してほしいという意見書ですので、私は賛成をしたいというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この請願書、消費税の減税を求めるという請願であります。前回の委員会でも申し上げたわけですが、やはり安定財源の確保ということが一番だというふうに思っております。そもそも、消費税というのは、社会保障制度、医療・年金・介護、これの安定財源として導入されたということでもあります。そういった中に、公明党さんのほうから、食料品に対する軽減税率ということで、食料品に限っては8%ということで今日まで来ております。それで、各党派を超えて、この減税だ、1年限りだ、5%に引下げだと言われておるわけですが、この引下げをする部分の財源をどう確保していくかということが、各党からほとんど示されていない、こういった状況の中で、やはり、この社会保障制度の安定財源を、どう確保していくかということが、国民に本当に重要なポイントになるところであります。そういった中に、やはり非課税世帯には、現金給付を、度々ですね、電気代であったり、そういった部分についても支援をしてきておるという状況にあるわけでありまして、それから、1年限りとかいうわけですが、このシステム改修に、事業者が多額の負担を強いられることになるわけですね。そして、また法改正も必要だし、1年限りって言えば、またそれから法改正をして、じゃあ元に戻すのか、5%まで上げるのか、その辺も全く定かではないわけでありましてですね、やはり、医療・年金・

介護、それにプラス、子供・子育て、全世代型の社会保障制度の安定に資するためにも、やはりこの消費税の確保ということは、私は必要じゃないか、そりゃあ、国民から言えば、私もそうですけども、ゼロにしてほしいですよ、はっきり言って。けども、それでは国も借金をさらに抱えることになるし、国民の負担が増してくる、そういったことになるわけでありまして、この消費税減税ということは、やはり慎重に考えるべきだというふうに思っておりまして、私は、この請願に対しては反対ということで申し上げたいというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 前回も意見を述べさせていただきましたけれども、改めて、この消費税が3%、5%、8%、10%と、こうなってくる中で、例えば、5%のときは、高齢者3経費とかですね、10%、社会保障4経費とか、いろいろあるんですけど、そもそもですけれども、消費税というものは、消費に対する罰則のようなものですから、景気が悪いと、30年以上デフレが続いているような日本の状況では、下げるのがセオリーで、また経済が過熱してくると、消費税を上げてコントロールすると、コントロールできるものじゃないといけなくて、ですので、そもそも、先ほど言った、高齢者だったり、社会保障の経費の財源に充てるということ自体が、私は間違っていると思っております、コントロールしやすい税じゃないといけないというのがあるので、全国知事会の要望書でも、社会保障に係る地方財源の確保ということで、先ほどからも言われているように、4割に達するような重要な財源であるので、恒久的な財源の確保を要望されています。これをどう捉えるかですけれども、消費税をコントロールするものだという、この前提で読むと、これは、先ほど言った私の考えであるべきだと。なので、この文面審査からいきますと、国民の声、高まっているのは事実であって、国民負担率も、消費税だけでなく、上がってきている危機的な状況の中で、国民の声を国会に上げると、住民の声って書いてありますけれども、国に上げてくださいという、この請願書は妥当だと思って賛成をしております。

先ほどの財源が、皆さんの御意見では、国民を守りたいんだと、生活を守りたいんだと、一致はしていますけれども、過去の歴史を遡ると、財政法4条、日本が占領されたときに、1947年につくられた財政法4条、国債発行ですね、他国と比べて規制が強いという状況とかのも関連してくるわけですけれども、自民党税調ですね、税制調査会長とか、いわゆるインナーと呼ばれるような聖域があると指摘されてもいます。ですので、国民の声をしっかりと国会に上げて議論をしていただく、全国知事会で恒久的な財源にしてくれという要望が上げているのであれば、しっかりそれは確保した上で、景気に合わせてコントロールできる消費税にしていくというのが正しいことだと思うので、この議論を進めるためにも、この請願の内容は正しいと思うので、賛成いたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか御意見ありますか。浅野委員、どうですか。

◆浅野博文委員 公明党も給付のほうで考えているんですけども、この参議院選挙の結果を見れば、減税、消費税減税、軽減税率の、また軽減をしていくような、主張した野党、まあまあ伸びてきているんですけども、この物価高の、この国民に対する、そういった支援をするためには、給付が早く皆さんに行き届くということで、給付のほうを進めてると思うんですけども、減税となると、いろいろ法改正とか時間がかかりますし、その辺で、今、国のほうでも、そうい

った議論を、各与党・野党でいろんな意見をこれから調整をしてるところだと思います。どれがいい、この消費税減税がいいとか、ちょっと今言えるような状況じゃないと思います。したがって、この消費税減税に限る、こういった意見書には反対します。

◆吉野恭介委員長 陳情・請願の審査は、皆さんから御意見を言っていたきたいと思います。米村委員。

◆米村京子委員 米村でございます。この請願に対して、会派で協議した結果、賛成ということでいかせていただこうと思っております。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見はありますか。よろしいですか。
（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑をこれで終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 この請願には賛成です。賛成の討論をします。この請願の請願項目は、消費税減税を求める意見書を国に上げてくださいということで、それについては、先ほど言ったように、やっぱり国会でしっかりと私は議論してほしいと思います。それで、そもそも論で言うと、消費税は逆進性のある不公平税制なので、先ほど、雲坂委員も景気のこと言われましたけれども、どんだけ景気が悪かろうが、給料が下がろうが、物を買えば払わないといけなくて、だから、そういう広く薄く、国からすると、お金が取りやすい、税金が取りやすい仕組みであることは、もう御承知だと思います。しかも、それを社会保障の財源にしていると。ところが、本当に、じゃあ財源になってるのかということ、確かに、そこに幾らかは、自治体とかにも配られているんでしょうけれども、この消費税が導入されてから、大企業とか富裕層の税金が下がって、その穴埋めになっているんだと、そういったグラフも、財務省の資料に出てますので、これも周知の事実なわけですよ。

そういう中で、本当に失われた30年、それから、こんだけ物価高騰が止まることなく続いている中で、こう、ようやくといいますか、本当にいろんな政党がね、この消費税を減税って言い出したのは、本当にそれだけ国民の暮らしが大変なんだなということを表していることだと思います。共産党は、ずーっと、かねてから、それは自分たちの政策は言ってきましたけれども、いろんな考え方があられるわけですから、そこは国会議員の責任として、国会でやっぱりこの多くの国民の願いに応えていくと、そういった仕事をちゃんとやってほしいと、そういうふうなことが込められている請願だと私は思っておりますので、この請願には、ぜひとも賛成をしていただきたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 私は反対ということで申し上げたいと思います。各党派を超えて議論するのはいいんだけど、やはりそれぞれが、この社会保障制度の安定財源として確保していくための別の財源を、どう示していくかということがなされないままにですね、無責任なことは言えないというふうに思っております。医療費でも40兆円を超えるですね、本当に大変な増加をしておるような状況に、年金もそうですし、国が2分の1を負担しておる、こういったことから言っても、やはり国民を守るという観点からも、この社会保障制度の財源として守るといことは、

別の考え方で、国民を守るということにもつながるというふうに思っております、現段階では、そりゃあ、消費税減税ということは、国民の多くが求めているということは、テレビ報道等、選挙戦を見てもですね、国民の多くが求めている気持ちも分からんわけではないんですけど、やはりこの安定財源をしっかりと示していただいて、各党派でさらに議論を深めていただいて、国民のために、じゃあこの社会保障制度の財源をどうしていくんだということを、もっと話し合いをしながら進めていっていただきたいと思っております、現段階では、やはり示されていないこの財源について、私は賛成することはできません。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 重ねての話ですけども、私、国というより、鳥取市がどうなるか、どうあるかということを考えていただきたいという話です。前回の説明でもあったわけですけども、現に鳥取市には、約50億円のその消費税での地方消費税交付金が入っていると、そのうち一般財源が23億円、そして、また、社会保障財源としての26億円という、そういった形の中で、市として、市としてっていうか、我々もそうなんだけれども、この財源をどこで持ってくるのかということが非常に不安なわけなんですわ。どういう形で、国のほうで財源は確保するというところで議論をするんでしょうけれども、いずれにしても、打ち出の小づちではないわけですから、どこかを削るか、あるいは、また新たな税制っていいですか、そういったものを持っていくしかないわけですね、そういう状況の中で、今、軽々に、議論することは結構だけれども、鳥取市議会として、この意見書を出すことについては、時期尚早といいますか、ちょっと私はあまりにも、ただ国に任せればいいというだけの話ではない、議会として、私は、これは反対だということで討論させていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 賛成の討論を行いたいと思います。様々な意見もあります。また、その地方財政にとってどうかという観点もございます。今、この意見書の案ということの参考のところを見ますと、国民・地方自治体に負担を強いることのないようにということも申し添えられております。確かに、税制が変わるといのは、様々な議論して、法改正も必要になっていきます。ですから、すぐすぐということにはならないかもしれない。しかし、今回の選挙を踏まえて見れば、きちっと国民の声としては、消費税を減税してほしい、これが、やはり大勢だったというふうに思っておりますので、その議論を進めるという、こういう意見書であるというふうに思い、私は賛成をしたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。令和7年請願第6号消費税減税を求める意見書の提出を求める請願を採決いたします。本請願の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本請願は採択と決定いたしました。

採択されましたので、委員会提出議案として、意見書を提出することとなります。請願者より、意見書の案が示されております。この意見書について、御意見があればお願いしたいと思います。もし、今難しいようであれば、後ほど確認をさせていただこうと思いますが、それで

よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、そのようにさせていただきます。

それでは、これで、総務部・危機管理部を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。

【企画推進部】

◆吉野恭介委員長 それでは、企画推進部に入ります。

まず初めに、河口企画推進部長に御挨拶をいただきたいと思います。河口企画推進部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

本日は、9月5日の総務企画委員会のほうで御説明をさせていただきました議案が2件でございます。議案第100号と122号でございます。

そして、報告案件が1件でございます。こちら、令和7年度の第1回の新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果、そして、環境大学における魅力向上に向けた取組について、その内容を御報告させていただくものでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、議案審査に入ります。審査に先立ちまして申し上げます。質疑及び説明、答弁は簡潔にさせていただきますよう、執行部及び委員の皆様にお願ひをいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続きまして、議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定についての質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 いっつも、この指定管理のときの評価点の、委員さんの評価点があるんだけど

も、4ページに評価点ということで、審査委員さんの評価点があるんだけど、アの方はオール3、時々あるんだ、こういうあれがね。本当に、そうだったって言われれば、それまでのことだけでも、評価点を見る限り、本当でどうだったのかなと、3もあれば、4もあり、5もあるし、2もある、それが普通なんだけども、どれもその評価点と同じというのは、たまに、この指定管理のその審査のときにあるんでね、誰ということって分からんわけだから、誰がという話はあれだけでも、その辺り、執行部はどういうふうに見ておられるのか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。上杉委員さんのこの御指摘につきましては、以前、文化交流課の施設の指定に関する御意見でもいただいたというふうに記憶しております。私も、その御意見伺っておりましたので、この審査会において採点の仕方といいますか、これ、書いていただいて、最後に委員全員で確認するという作業をしますので、改めて、ほかの委員さんの点も御覧いただいた上で、何か少し訂正なり、何か御意見があるのかどうかということも、少し確認という作業をやらせていただいているんですけども、このアの委員さんは、考え方とすれば、可もなく不可もなくというようなお考えだという御意見をいただきまして、分かりましたということで、この記載の内容にさせていただいたというような経緯がございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 例えば、この①番の施設の性格や目的等に合致した方針となっているかという評価点については、ほかの委員さんは、4とか5とか、かなり良とする評価点なんですけども、この、さっき言った、可もなく不可もなくということになって、3にしとられる。だから、これを見る限りはね、公正公平で、ちゃんとして、その5点段階があるわけだから、要するに、これだったら、優・良・可の良だがな、良だということだったら、本当に、これ、審査する意味があるのかなあというふうに思うんです、思うんです。だから、絶対的に、1～5まであって、絶対的にそれぞれは違うわけなんだけれども、これも初めから、3だと、さっきの話で。それだったら、こういう人にね、委員頼む必要はないんじゃないかなと思うんですけども、どうですか。

◆吉野恭介委員長 河口部長。

○河口正博企画推進部長 企画推進部長の河口でございます。御意見ありがとうございます。今、上杉委員さんがおっしゃられるとおりでございます。ア以外ですね、審査員の方、イ・ウ・エ・オ・カの委員さん、この中には内部委員もおりまして、外部委員の方がおられるんですが、その方は、やはりそれぞれの主観に持って、しっかりと評価をさせていただいているというふうに受け止められるような点を書いていただいておりますので、ここのオール3をつけられた委員さんにつきましては、行財政改革課が、全体の指定管理の審査委員を所管をしておりますので、そことしっかりと議論をさせていただいて、評価の仕方についても、各委員さんに、審査委員になっていただくときにですね、しっかりとその辺も議論をさせていただいて、こういうことがないといいますか、しっかりと評価をさせていただくような取組を、これからしていくと、これは庁舎全体といいますか、全庁的の委員さんの中で、そういう評価になるように努めていきたいと、このように考えております。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 どういう資格をもって委員なのか、それから、誰が委員を任命するのか、その辺りをちょっと教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。委員の要件につきましては、行財政改革課が全庁的に、会計が分かる方とか、学識経験者ということで設定はしておられまして、それに基づいて、今回の審査委員、企画推進部の指定管理者選考委員会の委員ということで、先ほどありましたけど、会計にお詳しい職種の方、それから、具体的には大学の先生ですけども、そういった専門の方をお願いをしてなっていたらというところがございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 企画推進部の所管のということになると、企画推進部が所管する指定管理の更新があったときは、この委員さんが、全てのその所管の指定管理の委員されるわけですがね。だから、ここだけで終わりでないわけだ。そうすると、何があるか分からんけれども、5年に一遍、ざっと出るときがありますやん。そのときに、この委員さんだけは、とにかく3だと、これが問題があるということですよ。可もなく不可もなく、それこそ3でそれでええというのは、本当で、これ、審査してるんかなあとということになっちゃうんだ。その辺りで、できれば、この方にはしてほしいなと、私は個人的には思うんで、もっと親身になって、やはり審査してもらって、そういった委員を選ばなくては、多分、どこかのその団体から推薦か何かで、多分来るんじゃないかなと思うんだけど、その辺りはしっかり、その吟味っていうかね、会計に詳しいんだったら、公認会計士か、あるいは税理士のその団体のほうに頼んで、この人をつちゅう話だろうけれども、そういうことは、やっぱりもっと親身になって、本当に真剣に審査してもらわないと、大きな金です、金額がね。そういったもんもありますんで、その指定管理料もね。だから、そのことだけは申し上げておきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ちょっと私も評価のところで、オの人が3か所に2点をつけているんですね。経費削減や業務効率化のための方策が優れているかっていうこと、あと、事業計画の実施が可能な組織・人員配置となっているかっていうこと、あと、安全管理や緊急時の対応は十分に考えられているかっていう、割と大事なところが2になっているなと思って、ちょっとこれはどういうところを、何ちゅうかな、懸念というか、があって2点にされたか分かりますか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。オの方の、3つ2点がございます。この方の評価の観点なんですけども、標準、最終的に話し合っていた結果とすれば、標準は、もう満たしているという、皆さん、委員会の御意見ではあるんですけども、この方はですね、特にちょっとデジタル関係に知見のある委員さんとして、例えば、その2の⑤、経費削減、業務効率のところについては、キャッシュレス化をできてないんじゃないかと、キャッシュレス化が提案に入っていないというところで、ちょっと厳しい2ではないかと。ほかの方は3や4ではあるんですけど、オの方は少し、私はちょっと足りてないと思うというような御意見でした。

それから、3の③、人員配置のところについては、積算のほうを見ておられまして、約一人役程度という見積りではあるんですけども、実際には、この指定管理者、振興会さんは、市民会館のスタッフも兼務をかけて全体として対応すると。ただ、中心になって事務する人は、人件費の積算上は一人役というところではあるんですけども、もう少し充実させたほうがいいんじゃないかというようなお気持ちだったと。

最後の緊急時のところについては、ここは、情報セキュリティー対策、そういうセキュリティーポリシーを作成すべきじゃないかなと、そういうような御意見で、どちらかといいますと、よくなってほしいと、高いものにしてほしいというお気持ちでの2だというような御意見でした。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 分かりました。そういう意見が出たことは、指定管理者のほうには伝わるもんなんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 上田でございます。ヒアリングをしておりますので、そこでも直接、委員さんから指定管理者、プレゼンされたときに意見されておりますし、我々のほうも御意見として記録しておりますので、それを、指定ということになれば、管理者のほうに実現に向けて努力してほしいということで伝えていくことになります。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第122号鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

令和7年度第1回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学における魅力向上に向けた取組状況について（説明・質疑）

◆吉野恭介委員長 それでは、報告に入ります。令和7年度第1回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学における魅力向上に向けた取組状況について、執行部、説明をお願いします。上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。資料は、右肩資料3の付議案、9月18日付の説明資料を御覧いただきたいと思います。2ページからになります。2ページの、御紹介いただきました運営協議会、それから、魅力向上に向けた取組についてということでございます。令和7年度の第1回新生公立鳥取環境大学運営協議会を開催しまして、財務諸表等の承認協議と、令和6年度の業務実績等の報告が行われておりますので、概要について報告させていただ

きたいと思います。あわせて、環境大学の魅力向上に向けた有識者会議、こちらの検討状況についても報告をさせていただきたいと思います。

まず、1番目の運営協議会の開催状況についてを御覧いただきたいと思います。環境大学につきましては、県と市の共同設置という形態を取っております。設置団体2つございますので、事務調整を図るために、地方自治法の規定に基づきまして、県と市で、この運営協議会を設置しております。本年度は、1回目の会議ということで、記載の8月25日に、知事・市長出席の下、開催しております。

(4)番の内容に、協議事項と報告事項をまとめて記載しております。①番の令和6年度の財務諸表の承認についてを御覧いただきたいと思います。大学の令和6年度の財務諸表につきまして、事務局で内容を確認させていただき、承認を行っております。決算の概要につきましては、以下記載のとおりでございますが、AI・数理・データサイエンスプログラムの提供などによりまして、教育の充実を図らせていただいた一方で、電気代の抑制など、経費の削減に努めまして、2億1,919万2,088円の利益というものを計上しております。

②番、令和6年度の利益処分についてを御覧いただきたいと思います。先ほどの経営努力によりまして生じた、この未処分利益につきまして、翌年度、大学の教育研究の質の向上に活用したいということで大学から申請がございましたので、こちらについても承認を行っております。

3ページの上になります。③番、公立環境大学の魅力向上に関する取組というところがございます。18歳人口の減少によりまして、大学志願者数の減少を踏まえまして、本年7月に有識者会議を設置しまして、検討を進めております。詳細につきましては、後ほど、4ページのほうで説明させていただきます。

④番の令和6年度の業務実績についてを御覧いただきたいと思います。地方独立行政法人法の一部が改正されまして、毎年度の事業計画作成と、設置者によります実績評価が廃止されておりますけれども、PDCAサイクルをうまく機能させるために、令和6年度における中期計画の進捗状況について、法人のほうからの自己点検の結果について報告がありました。進捗が遅れている主な取組と対応状況ということで、以下に、県内就職率、県内入学率、それぞれ目標が達成してないということでございますが、それぞれにつきまして、就職支援員の配置ですとか、パンフレットのリニューアルなどの取組・対応を行っているというところで報告をさせていただいております。

それから、(5)番、設置者の主な意見ということで、県と市から、大学に対して意見を言わせていただいております。環境学部は、教員になっておられる方がおられるということで、理系の教員養成について、大学の魅力向上を検討する際のテーマとしてはどうかといった意見ですとか、地方創生2.0と言われておりますので、地元大学へ多くの子供が志願・入学するようなことと、卒業後の地元定着の両面で、地域と連携した取組が重要じゃないかというような意見を述べさせていただいております。

4ページを御覧いただきたいと思います。2番目の環境大学の魅力向上に向けた有識者会議でございます。(1)番で、有識者会議の構成でございますが、以下の、学長以下10名で会議

を開催しております。

（2）番に、有識者会議の開催状況、主な議題について記載しておりますが、各回テーマを決めまして、委員の方から御意見を伺っているということでございます。

（3）番に、大学の魅力向上に向けた有識者会議の委員からの意見を記載しております。10名の委員から、上からですけども、環境学・経営学の組合せは、SDGsとバランスがよく、大学の魅力として全国に発信してはどうかといったような御意見ですとか、学生の公認会計士試験合格などの成果を、大学全体の組織的取組として整理し、発信してはどうかといったような、各種御意見をいただいております。

（4）番に、教育内容の見直し検討を記載しております、御覧いただきたいと思えます。環境大生が身につけるべき力を、以下の環境大生12の力というふうに、大学のほうで定義されまして、学びの達成状況を可視化するですとか、成績評価のガイドライン、シラバス、年間の事業計画ですけども、そういったもの見直しに着手をしておられるというところがございます。

5ページの上のほうになります。あわせて、環境大学は、2学部2学科の、現在体制でございますが、大学の魅力向上に向けて、次により、教育内容の見直しについて検討を進めておられます。

まず、見直しの考え方でございますが、現在の規模、1学年300人でございますが、こういったこととか、資源、教員、施設、こちらを維持しながら、学問分野の組替え等により、競争力強化ということを検討しておられます。

見直しのポイントを、以下3つに整理しておられますけども、1つ目、グリーン人材につきましても、自然保全などの強みを明確化した環境学部の教育内容の見直しをしてはどうかということを考えておられます。2つ目は、地域人材ということで、地域の未来をデザインする教育の集約、それから、全学共通の教育の見直しを図ってはどうか、それから、3つ目で、デジタル人材につきましても、AI・数理・データサイエンス教育を全学必修化してはどうかというようなことでございます。

矢印、下の矢印で、見直し案に対する委員の方からの御意見としまして、学生ファーストで、市場ニーズに合わせて改革に取り組むのはよいですとか、経営学部を設置した経緯を踏まえて、広く産業界からの意見も聴いて、教育内容の検討してほしいですとか、県内には文系学部が少ないので、文系の受皿を維持してほしい、それから、卒業後の県内就職に、どうつなげていくかということも検討してほしいといったような御意見をいただいております。

（5）番で、今後の進め方でございますが、教育内容の見直し案につきまして、大学のほうで、産業界、それから校長会、さらに、大学が設置しております経営審議会・教育研究審議会、こちらは、経済界や教育界の関係者が出られる会ですけども、こちらに諮って、御意見を伺って検討を深めるというようなことでございます。それから、関係団体の意見を反映して見直し案を取りまとめまして、大学の評価委員会というものがございますので、その評価委員会、それから、県・市の議会にも御報告をさせていただくというような予定でおられます。

最後に、6ページを御覧いただきたいと思えます。横にして見ていただきたいと思えます。先ほど説明しました教育内容の見直しを、大学のほうで1つにまとめておられます。この資料

の上のほうに、育成する人材、グリーン人材・地域人材・デジタル人材、先ほど御説明させていただいたものがありまして、真ん中、下、左側になりますけども、現行、環境学部、それから経営学部、2学部2学科、こちらを、矢印が右側に来まして、強みを明確化した環境学部の教育内容の見直しということで、生物環境保全、サステナビリティ、地域デザインなどを、今、学内で検討されているところです。そして、右側に、全学共通教育、AI・数理・データサイエンスが位置づけられてくるというような検討状況ということでございます。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。説明いただきました。

本件について、委員の皆様から、質疑、御意見等ございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 5ページの見直しの考え方というところが示されました。これは、しっかり議論をしていただきたいと思うんですが、いつ頃、これは見直しをしようとしているのかということ、まず1点教えていただきたいのと、もう一つは、地域人材のところでいうと、例えば、県とか、市とか、これ、両方でやっているものですから、そういうこう市政の施策とのですね、やはり連携した大学と、行政の連携しているところも、とても大事なことだと思ってるんですが、その辺の考え方が出たのか、または、行政側として持っているのかどうなのか、そこを教えてください。以上です。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。2点御質問いただきまして、まず、見直しの時期がいつ頃なのかなということでございますが、まず、議論が、有識者会議のほうでも御意見いただいて、整理されないといけませんので、現在の予定ですと、4ページ上にありますけども、10月には案というものでまとめられないかなと。ただ、これもちょっと議論の状況で少し遅れる場合もあるやもしれませんが、10月ぐらいにはまとめたいというような計画でおられるようです。そして、それが仮に、全体として、これでいいじゃないかということになったとしたときに、実際に、特に、教育内容のほうの見直し、最後のポンチ絵にございましたけども、この内容が、例えば、学科を何かこう、ちょっと少し変更するというようなことがあるとすれば、入試が関係してきますので、文科省のほうへの手続などを行って、そして、その手順を踏んで入試を行っていただくということになってくると、1年では難しいんじゃないかと。2年、3年程度かかるんじゃないかというようなふうにはお聞きしております。

それから、地域人材、市の施策との連携は、まさに言っていたとおりでございまして、市のほうも、県のほうもですけども、出席させていただいて、御意見をちょっと言わせていただいているというところでございます。あわせて、同時にですね、大学のほうも、地域への貢献をまず踏まえながら、学生のニーズ、入試のほうのニーズというバランスも取りながらということで、今考えておられるところでございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、意見ありますか。浅野委員。

◆浅野博文委員 4ページの3番のところに、大学魅力化に向けた委員からの意見について、2番目のところに、学生の公認会計士試験合格などの成果を書いてあるんですけども、ここに、具体的に公認会計士って、試験って出てるんですけども、これ、在学中に取れるのか、たしか、

これ、かなり厳しい試験で、多分、資格取るのに何年間かかかると思うんですけども、この辺のこの提案っちゅうか、この意見が出た背景とか、公認会計士の合格者の実績とか分かれば教えてください。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。公認会計士の実績につきましては、近年は、毎年、書面のほうの資格試験のほうは合格しておられます。大学の現場の先生方が、手厚い指導で着実に実績を上げておられまして、ただ、すみません、ちょっと私もその辺り、まだ詳しくない部分がございますけども、議員が言われたように、現場での経験っていうのもですね、積むということがあるというふうに聞いておりますので、そこは監査法人、就職先に監査法人とかもございますけども、そちらで経験を積まれて、資格というものを取得ということになるのではないかなというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 浅野委員。

◆浅野博文委員 今回の答えていただいたとおりで、多分、書面で通っても、これ、実務が多分ね、何年間か必要だと思います。こうやって、在学中に合格されているっていうことで、すごい教授も生徒も頑張ってくださいとるなと思いますけども、こういったことも、この成果をね、実際こうやって公表して発信していくちゅうことが、大事なことじゃないかなと思いますので、引き続き頑張ってもらいたいと思います。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 2ページの決算内容の概要というところで、AI・数理・データサイエンスプログラム云々あって、人件費の上昇等により経費が増大する中云々あって、広報云々の抑制などにより経費削減に努めましたとありますが、志願者数の増加を考えるのであれば、以前からも言っていますけれども、広報費は下げずに増加させるのが正解だと思いますので、この決算の財務諸表の承認というところがありましたけれども、途中から入ってきた、この経費の増大というのがあったとしても、広報費だけは減少させずに、かえて増加させるほうが経営の安定につながると思いますので、ぜひ、その辺りを御注意いただきたいと思います。この会の中で、そういう意見があればあれですけども、多分なかったと思いますので、広報費の削減には注意を払っていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。広報費につきましては、2月議会のときも御意見いただいておりますので、ここで、大学のほうが報告していただいた関係は、削減というよりは、デジタル化で効率化したほうの意味でございます。それから、書面での広報もございますし、例えば、オープンキャンパスとかですね、伝える手段っていうのが様々ございますので、何かこう広報費ということで、額が少し、合計すると何円というのが、少し出しにくいところあるんですけども、令和7年度も、新たな広報関係の予算を計上しておられますので、意味合いとすれば、議員の、3月、2月の御意見もありましたので、大学にも、そのことは伝えさせていただいておりますけども、考え方は同じと考えておられまして、積極的に発信していくと、広報関係も充実していくというようなお考えでおられました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 過去の経緯をこう見てきた中で、この経営の安定というところ、志願者数ですね、とても大事ですので、今後も効率化してもですね。なので、かえって全国の競争の激化とか、少子化とかを考えると、広報費は増加させるのが正解だと思うので、維持ではなくて増加させると。なので、こういう書き方も注意を払っていただく必要があるんだなと思っているんです。なので、先ほどの御回答ありましたが、今後とも、ぜひ御注意を払いながら、設置者としてですね、経営の安定に図っていただきたいと思います。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑、御意見ありますか。米村委員。

◆米村京子委員 すみません、1件だけです。ページ数5ページの、卒業後の県内就職をどうつなげていくかって、検討していただくことになっているみたいですが、具体的に、鳥取市として、具体的な対策は練られているのかどうかを聞いてみます。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田でございます。鳥取市としての取組ということでございますが、例えば、政策企画課のほうで所管しております魅力発見事業という補助金がございます、大学や専門学校に補助金をお出ししまして、大学が、例えば、地域の観光地に学生を連れて行って、魅力を知っていただく、それから、県内の企業に学生を、インターンのような形で行っていただいて、こういった会社があるんだなということを知っていただくと、そういった取組をしております。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 他都市なんかは、人を引きつけるために、宿泊し、具体的なことをやってるんですけど、鳥取市としては、具体的にはどういう形にするかっていうことの方性はまだないんでしょうか。

◆吉野恭介委員長 上田課長。

○上田貴洋政策企画課長 政策企画課、上田です。人を引きつける、地元就職してもらうように引きつけるというような御意見かなと思っておりますけども、まずは、やはり、大学でも言われていますけども、地域のいろいろな企業のことを知っていただけてないんじゃないかと、これは、他県での国立大学ですけども、先日新聞に出ておりましたけども、地元の企業を知らないという学生が6割だったというような記事でございました。恐らく、これは県内大学も同じじゃないかというふうに思っております、やはり、まず知っていただくということかなと。その中で、大学に入ってから取組ということで、大学のほうが、インターンといえますか、大学のほうに企業に来ていただいて、企業を知っていただくという行事を、今年も6月に実施しておりますし、3ページの④番のポツの、最初のポツの県内就職率のところ、TUESインターンシップフェアというもので書かせていただいているんですけども、1・2年を中心に、まず、早い段階で県内企業に接触してもらおうと、知ってもらおうというような取組もございます。それから、県内から環境大学に入学される学生さん、つまり、高校生に対して、鳥取市のほうで、地域の企業を高校生の段階で知ってもらおうという取組を、経済・雇用戦略課のほうでもさせていただいております。そういった取組を複数実施することで、地元を見てもらうと

というようなことを進めていくのかなというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかございますか。

ないようですので、これで報告を終わります。

これより、陳情審査に入ります。審査に関係のない部署の方は退席をお願いします。

令和7年陳情第16号鳥取市市立美術館建設の陳情書（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、陳情審査に入ります。令和7年陳情第16号鳥取市市立美術館建設の陳情書について、委員の皆様から、質疑、御意見等はございますか。

先回、博物館法の説明を執行部に求めていたかと思えます。その説明を最初にお願ひできま
すか。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、昨日、事前にお配りさせていただ
いた資料のほうを御覧いただけますでしょうか。

それでは、先回の委員会で御質問がありました、まず1つ目の、美術館として絶対に機能と
して持つておかないといけない前提条件はありますかという内容なんですけれども、まず、美
術館は、書いてあるとおりで、博物館法を適用しております、博物館法には、美術館を含む
全般の定義と登録について定めてあります。定義といたしまして、黄色でライン引いてありま
すけれども、美術館、芸術に関する資料を収集、保管、育成を含む、し、展示して教育的配慮の下
に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事
業を行い、併せて、これらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関ということで、
定義で、美術館というのはこういうものと定められております。

次に、登録の条文があるんですけども、登録のほうは、都道府県教育委員会のほうに登録を
受けるものとするのでございまして、1ページ目の最後の下の括弧にあります、登録の審査とい
うのがございます。登録の審査の要件でございまして、①番～⑤番までございまして、
①番は、国と独立行政法人以外のあらゆる法人が設置したものであること、②番といたしまし
て、博物館、ここでは美術館と読み取っていただきたいんですけども、資料の収集、保管及び
展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が基準に適合するものであるということ、③番と
いたしましては、学芸員や、そのほかの職員の配置が基準に適合するものであること、④番は、
施設及び設備が基準に適合するものであること、⑤番といたしましては、1年を通じて150日
以上開館するものであるということと、登録の審査で定められております。

次のページに移っていただきまして、質問でもございましたけれども、基準を設けておりま
すけれども、その審査の基準というのはどういうものかというところの御質問がございま
して、審査の基準については、以下のとおり定められているということで、県の規則を載せて
おります。別表とありますけれども、先ほどの登録の審査のほうで基準がありました、まず、体
制の基準でございまして、体制の基準も1番～7番からありまして、お読み取りいただき
たいと思うんですけども、大きなところでいうと、まず、基本的運営方針を策定し、運営する
体制を整備していること、こちら1番でございまして、2番目といたしましては、資料の収集す
る体制を整備していること、3番目といたしましては、資料を適切に管理し、活用し得る体制

を整備していること、4項目めといたしましては、展示を行う体制を整備していること、5項目めといたしましては、調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること、6項目めといたしましては、教育活動を行う体制を整備していること、7項目めといたしましては、研修に職員が参加する機会が確保されているということということで、体制の基準が定められております。

次に、職員の基準でございますが、3つございまして、まず、館長が置かれているということ、2番目といたしまして、学芸員が置かれているということ、3項目めといたしまして、運営に必要な職員が置かれているということでございます。

続きまして、施設及び設備の基準でございます。こちら、4項目ございます。1項目めは、収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を、安定的かつ継続的に行う施設及び設備が整備されていること、2項目めは、防災・防犯のための必要な施設設備を有していること、3項目めは、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること、4項目めは、誰もが利用できるような、利用上の困難を有する人、者という、障害者とかもですね、全ての方が、博物館、美術館になりますけども、円滑に利用するための配慮がなされているということということで、施設及び設備の基準が設けられておりますので、こういった基準に該当したものが、登録の審査を受けれるという形になってるところでございます。説明は以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明も含めて、陳情に対する質疑、御意見等はございますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 ありがとうございます。御説明いただいたのは、美術館そのものを造るときにはこういうことだということ、そこはそういうふうに理解をしました。今回の陳情は、そこにはなかなか時間もかかろうから、それまでに、鳥取市関係のその美術作家の作品を何とかしてほしいというような陳情なのかなと思うんですけど、学芸員っていうのは、大体1人でいいものなのか、さっきのこの博物館法の県の基準のところも、ただ置くっていうだけで、人数は書いてないので、結局、でも、1人ってことはあり得なくて、複数いらっしゃるんだけど、どんなところにも、それは、どういう感じで学芸員っていうのはいるのかなと、その専門があるってことですかね、一般論として。ちょっとそこを分かったら教えてもらえますか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。まず、美術館を整備する上では、基本的な運営方針というものを、先ほどの体制の基準でもありましたけども、そういったものを策定し、それを公表し、その方針に基づいて収集していくというような形もございます。ということは、その方針に基づいた学芸員の数なり、どういった内容のものという部分が必要だと思いますので、各その方針ごとで判断して、必要な学芸員を置いていくものだというふうな形での判断になるかと思えます。

◆吉野恭介委員長 前は、担当分野ごとにみたいな話もあったんですけど、そういった説明はないですか、今回は。中村課長。

○中村和範文化交流課長 担当分野ごとというのが、先ほど言いました、基本運営方針のほうで

定められるものだと思いますので、その部門、そういった形での対応ということでもよろしくお願ひします。

◆吉野恭介委員長 そのほか。坂根委員。

◆坂根政代委員 担当課にお聞きしたいんですけど、この陳情の中には、鳥取市には、美術館の名称を持つ施設はもとより、美術館機能と施設は皆無となりましたっていう、こういう表現があります。この陳情をされている方の美術館というのとは、また違うと思いますが、鳥取砂丘に砂の美術館があるんですよね。名称としては美術館という名称になっているんですが、実際、砂の美術館は、この博物館法、これに位置づけられてるんですか、どうですか、そこを教えてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。砂の美術館のほうは、美術館法に位置づけられたものではないという認識です。

◆坂根政代委員 分かりました、ありがとうございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 聞き漏れていたら申し訳ないです。前回のポイントは、収蔵方針によって大きく変わってくる、どういうものを収蔵していくかによって、どういうものが必要なかが変わってくるので、収蔵方針というのがポイントだと押さえたんですけど、今回配られたこの中で、その収蔵方針に該当するようなものとかですね、その説明を教えてください。今説明いただいた中で、収蔵方針に関わるようなところについて。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。それでは、お配りした資料の別表の体制の基準の2番でございますが、こちらのほうに、アンダーライン引いておりますが、基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定めというようなところで、この方針に基づいて、収集する体制を整備するということで、基本的運営方針の中に、収集の方針が入っているものという形で把握しているところでございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 どの段階で、収集及び管理の方針が決まるのか、この基本的運営方針の中に入っているから、基本的運営方針が決まるときに決まるんだと。ほかの事例で、一般的に、どういうスケジュールで段階を踏んで、この基本的運営方針が決まるんですか。今、議会で議論をしていて、市民の意見を聴いて、いろいろ、これまでの、るありますね、今回の博物館法でのスケジュールっていいですか、手続の流れとかですね、この、議会で、この陳情書を、まあいいや、すみません。一般的なスケジュールをお伺ひします。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 スケジュール感のお話でございますけれども、まず、やはり、美術館を造る上で、一番大切になっているのが、先ほどの基本的な運営方針だと思っております。それを決めるのもですね、市民の皆様ですとか、議員の皆様ですとか、いろいろな御意見を伺いながら定めていくものと思っておりますので、美術館をまず造るのかどうなのかっていうとこ

ろを決めた後に、どういった美術館が望ましいのかっていうところを決めていく上で、基本的運営方針を定めながら、どういった美術館、鳥取市に必要なのかっていうところでもんでいくものだと思っておりますので、すぐすぐ美術館をと言われても、そういった基本的運営方針を定めながらとなりますので、スケジュールも、すぐすぐにはできないのかなってというような形では思っているところでございます。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑、御意見ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 意見としてです。この間の議論でもあったんですけども、県立の美術館が既にできておる、市立美術館とのすみ分けをどうするかという話なんですけれども、県立美術館ですから、県全般、あるいは国、あるいは海外での美術品っていうもんもあるかもしれませんけれども、市の美術館ということになると、じゃあ、県の美術館と同じような、競合するような形での、そういった収集っていうことには、多分ならんというふうに思っております。ですから、陳情者のほうも、やはり鳥取市の美術館ということで、基本的には、地元の芸術家の作品をとというような思いの中で、今、これを対応していかないと、県外に出たり、あるいは、その美術品そのものが、もう廃棄になったり、あるいは、日が当たって、もう非常にぼろぼろになってしまうと。だから、10年、15年かかるかどうか分からないけれども、地元の美術品、芸術品ですか、主に、やはり海外のほうが多いんじゃないかなと私は思っているんですけども、それを何とか保存してほしいということだろうというふうに思います。それについては、さっき、ここに学芸員の話がありました。学芸員もだし、要するに、その市内、東部にある、そういった芸術家の作品についても、いろいろ、さっき、前回も言った、玉石混交で、いいのもあれば悪いのもあると、だから、それを誰が決めるかという話で、それは、1つのは学芸員っていうのもあるでしょうし、ただ、先ほどの話で、じゃあ、その学芸員、さっき、美術館の、言ってみれば、方向を出さないと、じゃあ、学芸員、誰が要るかということ、どういう部門のですね、学芸員という話もあるんだろうけれども、当面は、やはりその地元の芸術家の作品を、これを守る意味でのその収蔵庫の話、それから、それを選択する、選別するっていうかね、その辺りでの学芸員の話、あるいは、学芸員でなければそういったことにたけている、そういった方を選択していただきたいという話。

それから、もう一点のその準備室っていう話も出ているんですけども、市長は、市立美術館は必要だということは、既に話をして、声は出しておられるわけですから、それをしていかないと、要するに、準備室を立ち上げて、いわゆるコンセプトをどう、まさに、先ほど言った、コンセプトをどうしていくのか、いろんな市民の意見の中で聴いていく、それを進めていく状況の中で、今必要なのは、ある美術品が、だんだんと古くなって、色があせたり、欠けたりしてるような状況のものを、何とかそれを止めなければならないということでの、私は陳情だというふうに思っておりますので、その辺りで、討論みたいな話になっちゃうんですけども、部長も、この陳情者と対面で話をしたときに、検討していくというようなことを、答弁で言われたというふうに思っていますので、進めていくべきなのかなというふうに思っております。以上です。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 担当課に、もう一つ質問をしたかったのでお願いします。今、新たな文化施設の関係で検討中です。その新たな文化施設の検討の中にも、美術品の収集であるとか、展示であるとか、そういった部門もありました。構想の中でありますよね。とすると、そことの今回の美術館を造るといふところの関係性を、どう整理をして考えたらいいかということ、私が今思案をしているところです。それを、まずちょっと担当課としては、どう考えてるかっていうことを教えていただきたい。

◆**吉野恭介委員長** 中村課長。

○**中村和範文化交流課長** 文化交流課、中村です。まず、今の構想の考え方なんですけれども、既存している、老朽化している4施設を再編・統合するというのが、まず、第一目標、前提条件でございまして、その中の機能が6つ、ホールですとか、練習室ですとか、収蔵、保管機能という部分がございました。その部分での新たな文化施設と美術館の考え方なんですけれども、今ある施設は、先ほど言いましたとおり、4つの今ある施設の再編・統合だということでございます。今は、鳥取市のほうに美術館はございませんということで、4つある、今ある施設を統合するということで、収蔵・保管機能につきましては、市美展のほうの開催をできるような形で展示していく、作品のほうも、市美展の作品をちょっと収蔵したいというような部分もございまして、そういった部分の考え方で、今整理しているところでございます。

◆**吉野恭介委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 分かりました。ただ、ちょっと私の中では、明確化がまだできないんですけど、市の考え方としては、市の美術展だとか、そういったことが、その機能の中でできればいいなということを考えておられると、こういう理解でよろしいですか。

◆**吉野恭介委員長** 中村課長。

○**中村和範文化交流課長** そのとおりでございます。

◆**吉野恭介委員長** 坂根委員。

◆**坂根政代委員** 続けてお願いします。私は、この美術館の建設ということについて、今、賛成なのか、反対だとかでは、ちょっとまだ判断しかねています。美術館の建設の陳情書という件名と、この要望というところがね、ちょっと合わないの、どうかなあというふうに、思っているところです。例えば、美術館建設の構想のために、収集であるとか、学芸員さんの採用であるとかというような、こんなことだったら、私はやっぱり、この準備会というより、市立美術館を考える会みたいな形のを立ち上げて、その収集のことだとか、学芸員さんの問題だとか、そういったことを検討するような会が開かれたらいいなと。申し訳ないですが、この陳情については反対をし、ただし、そういう会をつくるということで議論を進めていくというか、検討するというようなことであつたらいいなというふうに思っています。以上です。

◆**吉野恭介委員長** そのほかありますか。雲坂委員。

◆**雲坂 衛委員** 先ほど、坂根委員から、今の現状と、今の構想と、今回の陳情について比較がありましたけれども、私は、県立美術館が倉吉に行った経緯からですね、当初の美術館のほうと比較してみたいです。先ほど、収蔵方針、いろいろありましたけれども、当初の美術館の構想、方針とですね、今回の上げてこられている方針、なので、議会、委員会として、陳情書を、

これを承認すると、当初のものより小さくなってしまいうんではないかと危惧をしていて、先ほどの市美展ができるようなものというものに落とし込まれると、当初のものより規模が縮小しているのではない、しまう危惧というかですね、当初の美術館の規模感だったり、方針だったりですね、そういったものと、市の考えについてをお伺いしたいんですけど。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。まずは、当初の美術館の考え方でございますが、美術館という部分では、先ほども言いましたけども、まず、方針から、令和6年のときから定められたんですけども、美術館っていう言葉は、一切方針のほうにも出てきておりませんので、当初の美術館の方針というもの自体は、基本的にはないものという認識でいますので、小さくなるという部分でもないのかなという認識でございます。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 県立美術館のものと、先ほどの、今の構想とは違うよという話ですね。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。県立美術館のほうは、県のほうでしっかりとつくって、長い年数をかけて整備に向けて定められたものでございますので、市の方針とはちよっと違う形だということをお願いします。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 当初の県立美術館のものが宙に浮いているって言うていいんですかね、県でも附帯意見を出して、いろいろとしてる中で、今回の陳情書が出たからとって、そういうものに影響はされないという認識でいいですか。意味が分かるかな。

もう一回言い直しますと、今回の陳情書は、私、賛成で、前回も言いました、賛成なんです。今回の議会で通ることによるリスクはあるのかなと、なので、当初の県立美術館の云々のこのやり取りの中で、縮小して落とし込まれるような危惧はないですねという確認です。

（「分からん」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 雲坂委員、もう少し易しくちょっと言ってもらえませんか。

◆雲坂 衛委員 自分の心配していることが取り越し苦労なのかもしれません。今、皆さんの反応を聞いていてですね。なので、今回の陳情が通ったからとって、何ら当初の県立美術館の話には左右されないということでもいいのか、意味が分からないか。

自分の考え過ぎていることかもしれないです、すみません。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 関連で。今の話は、県立美術館が中部に行ったときに、附帯意見が出たり、県のほうも、鳥取市が美術館を建設する場合には、それなりの支援をしていきたいと思いますということだったんだがな。そのことの担保が、その担保がなくなるっていう意味、ちょっとよう分からんだ、あんたの言うのが。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 危惧するのは、当初の県立美術館のお話が縮小することを危惧してしまして、県立美術館の流れの話ですね、当初の県立美術館の収蔵方針の流れから、今自分は考えている

んですけど、今回の収蔵方針は、何ていいますか、当初のその美術館の方針とですね、より小さいと思うんです。なので、今回を通してからとって、それがその当初の方針、当初って、もう何十年も、何年も前の話の、話が縮小することを危惧しているんですけど、小さく収まらないかと、それで決着することを危惧しているっていうか。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の話は、倉吉に県立美術館が行くときに、鳥取県立博物館の中の収蔵品の中に、いわゆる江戸時代等々の鳥取藩に関する美術品の収蔵がたくさんあると。その分については、倉吉でなくして、鳥取に置いてくれえという、そういった附帯意見が、たしか出たと思うんですわ、その美術品のね。そのことを言ってるわけ。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今日配付してもらった資料は、この収蔵の方針ですね、収蔵の方針が、ここで固まってしまうと、当初の規模より小さくなってしまいうんじゃないかと、どう説明したらいいのかな。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 さっきから、規模規模言われてますけどね、あくまでもこれは、鳥取市立美術館建設の陳情についての話なんですよね。だから、鳥取市立美術館の規模が小さいだ、大きいだっていうのを、ちょっとここでまだ議論するのは何か違うような、私は気がしました。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 雲坂委員が言われる意味合いは分かりました、多分。分かりましたというか、私なりの理解ですけど、多分、鳥取市に県立博物館を造ろうとしたときの、そういうこう様々な基本方針に基づいて収蔵するものであるとか、展示するものであるとか、私の理解ですよ、ごめんなさい。

（「美術館」と呼ぶ者あり）

◆坂根政代委員 美術館ね。そういったことを加味してみると、そのときのことを見ると、今回の陳情書は、市に関わりがある人というような、こういうところになってるので、規模が小さくなりませんか、こういう提起だったのかなというふうに理解をしました。ただし、建てるか建てないかということ、市の先ほどの説明でいうと、まず、その結論を出して、じゃあ、どういう基本方針でいくのかというところを議論をするということなので、あくまでも、この陳情は参考程度という、こういう意味合いで捉えて、基本方針は今後練るものだという、こういう理解をしたんですけど、というような話だと思うんですけど、どうですか。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 ありがとうございます。代弁していただいたとおりでと思います。要は、構造としては、坂根さんは、今の構想と、この陳情のを比較したことを言われましたけど、私は、以前からの構想と、今回の陳情を比較して、以前のが、これを通したことによって、縮小されるおそれはないかどうか、なので、先ほど言われたように、これは、あくまでも今回の陳情書は参考として、新たに練り直すので、これまでの方針といいますか、が縮小されるようなことはないよということ。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 基本方針が定まってない以上、縮小されるとか、拡大されるとか、判断はできないと思います、今の時点で。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 陳情者からすると、少なくとも、この地元の美術品については、これは保存すべきであると。将来的に市立美術館ができた折に、そこに入るか入らんかは別として、恐らく、鳥取市立美術館ということになれば、地元作家の作品というのは、ある程度中心になるでしょう。ただ、それが、全部が全部、地元作家とは限らんわけで、今の縮小の話は、地元の作品ばかり集めて美術館を造るんかいというような議論が、ひょっとしてあるんじゃないかということだろうと思うんだけど、鳥取市立美術館だから、その地元だけの作品だっっちゃうことでは私はないと思います。それは、やはり、全国的なもんもある。ただ、地元の陳情者が危惧しているのは、地元の作品が、どんどん どんどん、それこそなくなっていく、あるいは、もう展示できないような状況になっていく、だから、造るまでは、要するに、それを選んでいただいて、それで、収蔵庫の中で保管するべきだというのが、陳情の趣旨だというふうに思っておりますから、その規模がどうのこうのっていうのは、まだまだこれからの話というふうに私は思います。

◆吉野恭介委員長 伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 私、この陳情書を、本当に何回も何回も読んだんですけど、なかなかこう理解するのがちょっと自分自身難しくって、1回その美術館建設の陳情が通っているのに、全会一致ではなかったけど、通ってるのに、何でもまた出てきたのかなあとって、それで、その要望が3点書かれてあって、美術館を造っていこうと思うと、それ、準備会、まあ、仮称だけど、何かしらそういったね、専門的に中心的にやっていく部署ができるんは、そうだろうなと、市庁舎のときもそうでしたから。確かに、学芸員だって要るよなあと。それと、あと、やっぱり収蔵スペースっていうのは、どこの美術館にもあると思うので、それも要るだろうなあと。米子もそうですけど、その自治体ゆかりの作家さんのものが、やっぱり大概あったりするので、たくさんじゃないにしても、選ばれて。だから、そうだろうなと思いつつ、最初は思ってたんですけど、こう、ようよう何度も読んで考えると、できるんは先だから、取りあえず、一時保管じゃないけど、そういうことで要望されてきていると。そうなったときに、ちょっと私、一体、鳥取市関係の作家がどれだけいるのかも分からないし、どれだけの作品があるのかも分からないし、どんな状態にあるのかも分からないので、本当にちょっと、判断がちょっとつきにくいなと思って、鳥取市が取りあえず持っている、そういう絵とか書とか、そういったもののリストを出してもらったんですよ。そうしたら、やまびこ館とか、あおや郷土館は、あれは収集してますから、ちゃんとあるんだけど、あるっていうか、そういうもんですけど、学校とか支所とか、そういったところに、どういう理由でそこにあるかは分かんないけれども、そういったものもあるわけですよ。校長室に飾られてるとか、あるいは、どっかの倉庫に入ってるものもあるかもしれませんけど。だから、ちょっと私は、順番的に、自分の頭を整理するために、まず、鳥取市が所有しているそういったもの、何か備品だって言われましたけど、担当

課からは。そういうものを、今どういう状況で管理されているのかっていうのを、把握して、その中に、本当に、鳥取市ゆかりの、著名だ、著名といふかね、その芸術性が、どこで判断するか私も分かりませんが、そういったものがあるのかないのかも含めて、何か、まずはちょっと、それをやっぱり知りたいなと思ったのと、あと、その陳情者が言われる、その鳥取市関係の作家さんのものが、一旦は、そうはいつでも、選別するんでしょうけど、どれぐらいのスペースがあれば、こういいのかなとか、全然ちょっとこれだけでは本当に分からなくて、だから、趣旨は分かります、うん。待ってる間に劣化していくから、何とか後世に残していきたいという趣旨は分かるけれども、さっき、坂根委員も言われましたけど、美術館建設の陳情書っていうふうに出ているので、私は、その美術館建設の話が具体的に進んでいっていることが見えてない状況で、この要望項目の3つを、果たして、この先走ってっていう言い方悪いけど、何かそういうことをするのが、果たしてどうなのかなっていう疑問もあるんですよ。だから、この、いいとか悪いとか、すごく判断しづらい陳情だっていうのを、正直思ってます、けど、ちょっと退席するんもあれやなあと思って、判断せなあかんとなったら、現時点では、これには私は賛成できないっていう、そういう判断です。以上です。

◆吉野恭介委員長 今の副委員長の御意見に、執行部として何か参考になるような情報とかあれば、御提供いただけないですか。中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。美術品の保管のほうもですね、各担当課のほうで備品として持っているところがございます。文化交流課のほうも持っているものとかあります。なので、全体的な把握のほうはできておりませんが、備品として持っているものは、各担当課にあるというところで、保管のほうも、各担当課のほうで倉庫内に保管しているという形で、現時点では、そういう状況でございます。

◆吉野恭介委員長 ボリューム感とか、何か収蔵の状態とかっていった辺りも、何か情報はありますか。中村課長。

○中村和範文化交流課長 すみません。各担当課のほうで保管となっております、ボリューム感ですとか、保管の状況は、現時点で把握しておりません。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 先ほどの副委員長さんの話の関連で、ちょっとあれなんですけども、各中学校、北中にもね、浜田さんの大きな油絵が飾ってあるんですよ。そういうところが、いろいろとあつたりしますので、まず、市として、鳥取の作家の人の作品が、どこにどういうふうにあるか、アンケートでも取ってもらって、一遍集計してみる必要があるんじゃないかなと思ってますけど、いかがでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。各担当課のほうに、って言いましたけども、備品台帳というものがありますので、各担当課のほうで、どういったものを持っているかという部分は把握しておりますので、それを集約すれば、鳥取市として、どんなものがあるかっていう部分は把握できると思っております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。米村委員。

◆米村京子委員 鳥取市の分は分かりました。あと、その他の分で、個人で意外と収集していらっしゃる方があったりする場合がありますよね。そういう場合は、どういう形で、市のほうに報告させてもらったらいいのかな、その辺も教えてください。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 文化交流課、中村です。さすがに、ちょっと個人で、どういったものを持っているかっていう把握は、なかなか難しいと思っておりますが、最終的に、鳥取市として美術館を造っていこうというところで、地元の作品を収集していこうというような状況になりましたら、調査をしていきながら、収集方針を、どういったものを収集していくかっていうことを決めていくというような形になろうかと思えます。

◆吉野恭介委員長 米村委員。

◆米村京子委員 決まってからの話になって、それからということで、どういう作品がっていうことは、収集は考えていくってことでよろしいでしょうか。

◆吉野恭介委員長 中村課長。

○中村和範文化交流課長 上杉委員も言われましたように、いろんな作品があるというようなこともございますので、そういった部分の判断をしながら、収集をしていくというふうな形でお願いします。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか、星見委員。

◆星見健蔵委員 この陳情は、美術館建設ということでありまして、要望が一番重要なところだと思うんですね。建設は、どれだけの規模で、どこに建てるだとかね、そういう話は二の次、三の次の話だと思うんです。それ以前に、やはり、今、鳥取市のそういった美術館の作品が、どの程度の規模があって、どこに収蔵されておるのかというようなことの中に、やはり作品の劣化であったり、そういったことが非常に重要になってきておるということでもあります。それから、収蔵作品を管理するための学芸員というのは、どういったものを収蔵していく、収蔵していく上にですね、どういった作品であれば収蔵が必要なのかというようなところを見分けするっていうのは、やっぱり素人にはできんわけでありまして、そういったところで、学芸員等の確保と採用ということだと思うんですね。そういった中で、建設に当たって、どうのっていうよりも、まず重要なのは、そういった作品の劣化とか防ぐということ、収蔵庫ですね、これが急がれるというふうに言っておられるわけでありまして、その内容自体は、件名には美術館建設ということになっとなるわけですが、それ以前の段階の陳情であるというふうに私は考えておまして、何らこの内容に反対するものではありません。

◆吉野恭介委員長 浅野委員、どうですか。

◆浅野博文委員 前回も言いましたけども、文化芸術を、これを残していく、継承していく、優秀な作品を鳥取市に残していくっていうことは、とっても大事なことだと思います。この美術館の建設を進めていくっていうことがきっかけで、いろんなこの収蔵作品の収集とか、そういったいろんなことが動いていくんじゃないかなと思いますので、この趣旨にも書いてあることも、当然のことだなと思いますので、この陳情書には賛成いたします。

◆吉野恭介委員長 皆さんから、質疑、御意見をいただきました。それでは、これで質疑を終結

したいと思います。

討論はございますか。上杉委員。

◆**上杉栄一委員** この陳情については、賛成の立場で討論したいというふうに思います。先ほど、る話をしましたように、まず、地元の作品を保存していかなければならないということと、それから、もう一点は、6,000人の、いわゆる署名を基に陳情を出されたわけでありまして、そして、今、この会では3年間で6万人の署名を集めるということでもあります。ですから、こういった活動については、ただ、その陳情で署名を集めて6,000人で終わりということではなくして、引き続き、やはりこの機運の醸成のためにも、この陳情は、いわゆる署名活動を続けていくというような、そういったかなり強い思いで、地元のその芸術家の皆さんが、ある面、危機感を持って陳情されたというふうに私は思っております。ですから、この陳情については、賛成ということで討論させていただきます。

◆**吉野恭介委員長** そのほか討論ございますか。伊藤副委員長。

◆**伊藤幾子副委員長** 先ほど、意見言いましたけれども、趣旨はよく理解できます。ただ、言われることは分かるんですけども、実際問題、本当に鳥取市関係の美術作家さんの作品の、過去含めてね、どういう状況に置かれて、どういうふうに劣化してて、本当に大変な状況になってるんだっていうことが、すみません、ちょっと私自身が、そういった認識が、今本当にないので、現状が本当に、ああ、そうだなっていうふうに、正直感じるができないので、そういう中で、本当に言われてることは理解はするけれども、判断をすることが本当にできない、現時点でいえば、この陳情には賛成はできません。以上です。

◆**吉野恭介委員長** そのほか討論ありますか。米村委員。

◆**米村京子委員** 私は賛成のほうで。あくまでもね、美術館建設、市民の皆さんにね、訴える意味でも、まずはとにかく知ってもらう意味で、もう美術館建設っていうことの陳情であろうが何であろうが、私は、もう構わないと思います。市立美術館を建てたいんだという、皆さんの危機感が、ここに如実に表れてるって言われましたけど、まさしくそうだと思います。それから、3年間6万人もの署名活動をしていく、本当にされます。ですから、この美術館建設の陳情、私は賛成させていただきます。

◆**吉野恭介委員長** そのほかございますか。坂根委員。

◆**坂根政代委員** 私は反対の討論をさせていただきたいと思っております。まず、伊藤副委員長も言われましたけれど、本当に趣旨や思いというのは、私は分かるし、理解もしたいと思っております。ただし、やはり、今までも、よく文面審査がと言われてきて、様々なこともありますので、私自身は、このたびは、本当に難しい判断だけれど、反対という立場です。

もう一つの理由は、やはり文化ホール等の再編成ということで、今、新たな文化ホールのごとも出ています。駅周辺の複合施設の問題も出ています。そして、この美術館ということをね、どう整理するのかということと、やはりしっかり考えていかないといけないというふうに思っていて、このたびのこの陳情には反対をするというところです。以上です。

◆**吉野恭介委員長** そのほかございますか。討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。令和7年陳情第16号鳥取市市立美術館建設の陳情書を採決いたします。本

陳情の採択に賛成の方は、挙手をお願いします。

[賛成者挙手]

◆吉野恭介委員長 挙手多数と認め、本陳情は採択と決定いたしました。

それでは、これで企画推進部を終わります。ありがとうございました。

【市民生活部】

◆吉野恭介委員長 それでは、会議を再開いたします。市民生活部に入ります。

まず初めに、谷口市民生活部長に御挨拶をいただきたいと思えます。谷口市民生活部長。

○谷口恭子市民生活部長 市民生活部の谷口でございます。お疲れのところ、どうぞよろしくお願いたします。

初めに、市民生活部のトピックといたしまして、2件報告をさせていただきます。1つ目は、6月定例会で追加の増額補正の議決をいただきました、犯罪から市民を守る防犯対策支援補助金についてでございます。これは、1世帯当たり1万5,000円を上限に、防犯機器の購入設置に要する費用を助成する制度でございます。9月17日時点の申請額は1,433万7,000円、申請件数は1,002件、執行率は57.9%でございます。この申請状況は、鳥取市の公式ウェブサイトで公開をしております、申請をお考えの方にも、慌てず御準備いただけるようにしていただいております。

2つ目は、戸籍法の改正による、戸籍への振り仮名記載事務についてでございます。届出期間は、来年、令和8年5月25日までとなっております。鳥取市公式ウェブサイトのほか、市報7月号、それから、8月22日の市長記者会見でもお知らせをしております、周知に努めております。振り仮名の通知はがきは、8月20日に順次発送しております。振り仮名が異なる場合は届出をしていただくことになっておりまして、この届出は、現在の届出件数でございますが、氏と名を合わせて1,260件程度、そのうち、オンラインによる届出は1,030件いただいております。以上、簡単ですが、報告を終わります。

本日の委員会では、前回9月5日に御説明をいたしました3つの議案について、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。なお、答弁に当たりましては、簡潔明瞭に努めてまいります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございました。

質疑、答弁は簡潔に、委員の皆様、執行部の皆様、よろしくお願いをいたします。

議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち所管に属する部分（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、議案審査に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分の質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

採決に入ります。議案第100号令和7年度鳥取市一般会計補正予算のうち、本委員会の所管に属する部分を採決します。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第111号鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 次に、議案第111号鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について、質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

議案第111号鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 続いて、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についての質疑を行います。質疑のある方は挙手をお願いします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。質疑なしと認め、質疑を終結します。

討論はございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結します。

これより、議案第121号鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決いたします。本案に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手全員と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これで、市民生活部を終わります。執行部の皆さんは御退室ください。ありがとうございました。

それでは、会議を一時中断します。再開は、再開は1時15分にさせていただきます。

午後0時11分 休憩

午後1時12分 再開

【選挙管理委員会】

◆吉野恭介委員長 会議を再開いたします。

選挙管理委員会の審査に入ります。本日は、さきの委員会での決定に基づき、紹介議員であります、岡田実議員に出席をいただきました。岡田実議員におかれましては、お忙しいところ、誠にありがとうございます。

令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願（質疑・討論・採決）

◆吉野恭介委員長 それでは、早速ですが、審査に入ります。令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願について、紹介議員に説明を求めます。岡田議員。

◆岡田 実議員 岡田実でございます。そうしますと、請願についての説明をさせていただきます。まず、この請願の中身についてなんですが、1つとしては、ポスター作成費についてですけども、この点につきましては、掲示場の数と単価について調べてみるため、質にどれほどの差異があるのか確認するために、選挙管理委員会へ現物の確認を求めたところ、実物の保管もせず、確認もしていないとのことから、市費の支払い手続に違和感を感じたと、請願者はしております。さらに、多額の市費を支出していることに疑義を感じていると、これは、請願者の意見として、まず受け止めました。

続いて、選挙運動用自動車の契約におきましては、運転・運行を一括で行う契約は、車両借用、それから燃料代、それと、運転手雇用の形態に比べて高いというふうにしておりまして、さらに、なぜ、国と同様な制度が鳥取市にも必要なのかとして、請願者は、市費で賄われる制度には、それなりの限度と節度が求められているというふうに言うておられます。そのように認識いたしました。

そこでなんですけども、これらのことにつきまして、有権者は、一般にそう見ているのだというふうに認識をいたしました。私は、市民はそうやって、本市執行部や議員を見ているんだと痛感したことと、また、私自身の説明の透明性も問われているのだというふうに、正面から受け止めたところでございます。

請願の最後には、情報公開を求める制度として訴えております。実際には、請願者は開示請求をいたしまして、実態を知ることとなったわけではございますけども、こうした市民からの請求を受けてから開示するということは、ある程度、開示請求に精通した方でないと、請求しづらい性質があると思います。これを私は、消極的な開示というふうに受け止めました。

したがって、今回の請願の趣旨は、選挙公営制度による各候補者の公費の使用状況について知ろうとしたとき、今よりも容易に知ることができるような情報の公開、開示制度への改正を要求するものというふうに捉えました。特に、今、議員の成り手が少なくなっていることや、一方では、議員への不信について、以前よりもよく聞かれるようになりました昨今、私と

しては、疑義が生じているのであれば、あるいは、疑義を持たれるような制度であれば、あくまでこれは、公費に関することでありますので、この請願に同意したところでございます。そのような経緯で紹介議員となりました。以上でございます。

◆吉野恭介委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に対して質疑のある方は、挙手をお願いします。上杉委員。

◆上杉栄一委員 前回の委員会のこの請願審査の中で、これは、選挙管理委員会に出された請願ではあるけれども、直接我々にも関わりのある請願だということで、特にその中で、紹介議員ということで、岡田議員が紹介議員になっておられると。まさに、全くその議会とか我々に関係のない、そういった請願であって、その中の紹介議員ってことであるなら、それはそれでいいんですけども、当事者が紹介議員になって、自らこれは問題があるというような観点の中での今の説明だったというふうに思いますけれども、それで、私がよく分からないのは、いわゆる情報開示請求、いわゆる開示制度というのは以前からある話であって、その議会の公費の分をどういう開示をするのか、その辺、その辺りが全く分からなけども、言ってみれば、県議会議員の政務活動費の内訳っていうのがよく出ますが、年に1回ね、そういうことを何とか想像して言うておられるのか、要するに、情報開示請求っていうのはあるわけ、もちろんあるわけですし、添付資料の中にもこれが入ってます。ただ、ここには名前がないですけども、開示請求すれば、この名前出てくる話なのに、それが、一歩進んでやれえという、その意味がいまだに分かれません。もう一度、その辺りについての考え方を教えてやってください。

◆吉野恭介委員長 岡田議員。

◆岡田 実議員 繰り返しのようになるとは思いますけども、確かに今、開示請求を行えば、ちょっとここ、名前も書いてないところもなんですけども、どこまで個人情報が出るか出ないかっていうところは分からないんですが、このようにポスターであったりとか、選挙カーであったりとか、その辺が一つ一つ、一人一人の状況がこう出てくるわけでございます。ただ、これは、ある程度、選挙の中身を、ポスター、例えばポスターは公費で出ますよとか、選挙カーについても、選挙をするときには公費で出るとかいうところ、あらかじめ、ある程度知っていて、そしてピンポイントで、このことを開示請求すれば、これは出てくるんですけども、先ほども少し説明したんですが、これから市民の方が、誰かが議員になろうというふうに立候補したようなときにですね、これは、私の解釈なんですけども、一体、選挙については、どのような経費がかかっていて、そこには、公費はどれほど出てとなると、自分ですれば幾ら、予算的に獲得しながら、これから選挙に立候補していくんだというふうなところが、ピンポイントで分かかっていて、開示をする前に、それがもう既にですね、その辺りの状況が、例えばインターネットであったりとか、調べればすぐに出てきたりとかですね、例えばですけども、前回の令和4年の11月の選挙で申し上げますと、選挙運動費用収支報告書っていうものを、それぞれの候補者が出してるわけなんですけども、そこには明確に、公費が幾ら払われて、そして、そのほかの経費は、幾ら幾ら使ったんだっていうことが、一人一人がそこ見えてるわけなんですけども、具体的にはそういったものですね、その名前が消してあったとしても、そのようなことが、もう既に事前に公開されていればですね、ここまで開示請求をしながら探すことがない、狭い

範囲での公開ではなくて、広い意味での公開につながるのではないかっていうふうに考えました。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 局長にお聞きしたいんですけども、これ出てるのは名前が載ってないんですけども、開示請求した場合には、このまんまでですか、名前がちゃんと載りますか、どうですか。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局長、有本です。開示請求の段階では、名前はしっかり出ております。これは、隠す情報ではありませんので、皆さん、いわゆる公人でありますから、誰それかっていう名前、この請願書には消してありますけども、御本人様は、その名前入りのやつを持っておられます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 開示請求すれば、名前が載ると。それを、要するに開示請求しなくても、これを表に出て、今回は誰が何ぼ、印刷やポスター費用に何ぼ使いましたっていうことを事前に出せっていう話ですか。あるいは、その事後に、率先して候補者が、その情報を自ら、誰が、上杉が何ぼ使ったとは、そういったことを出せっていう話ですか。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 最終的にどこまで開示できるかっていうところもあったと思うんですが、この請願の中ではですね、すみません、公開を進める制度への改正っていうふうな請願ではあるわけであって、どこまでそれを出すかっていうところもあると思うんですが。なので、1つここで言っている請願につきましては、ポスターと、選挙カーと、ビラですね、その3つについては、調べれば、もう既に公開した状態になっているっていうところまでは、この請願では言ってるところがありますので、最低限そのところは事前に、あくまで公費の部分でございませので、公開するような請願を求めておりましたので、そのとおりでというふうに思いました。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 公開はしているわけでしょ。ですから、開示請求をすれば公開すると。別に隠してるも何でもないわけで。それから、例えば、ここにある選挙カーの借り上げ等々ですけれども、もうこれも、まとめて何ぼ、四十何万だったかな、という形のもんで、これは、候補者と業者とが契約をして、業者のほうで、たしか請求だったですかいな、業者名で。もしも間違えてたら、ごめんなさい。請求はするんですけども、業者のほうから、最終的には、この請求金額は選挙管理委員会のほうに請求をして、選挙管理委員会のほうから業者の口座に振り込むという、たしかそういうステップだったと思うんですけど、それちょっと確認させてください。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管、有本でございます。今、上杉議員がおっしゃったとおりで、委員さんに直接お金を振り込むわけではなくて、契約された業者のほうに振り込むことになってございます。

◆吉野恭介委員長 上杉委員。

◆上杉栄一委員 ということはですね、これは、業者が公開すべき話であって、候補者がその金

額を公開するっていうことになるのかなと思うんです。ポスターの場合でいえばですね、これは、印刷費ではなくして製作費です。製作費ってことになると、ポスター業者の、印刷業者だけの話じゃないわけですね。写真を撮る、だから、そうすると写真屋であったり、あるいはデザインをすとか、そういったものになると、1つの業者じゃない、いろんな業者の中でまとめて、そのその印刷業者がまとめた形で議員と契約をして、それで幾らだと。それを、業者のほうから、選挙管理委員会のほうに請求すると。だから、これを各議員がですね、自らこれを公開するっていうことの制度そのもの自体が、私はどうもよく分からんし、そこまでしなくてはならないような問題なのかなということになればですね、例えば運転手、あと、何が出るんだ、公費の分ですから、ピラと、それからポスターと、それから選挙カーの借り上げと、燃料か。という格好ですね。だから、それっていうのは、あくまでもその業者と候補との契約なわけですから、それを表に出してっていても、結果としては、同じ話しか出てこんわけですね、契約してる金額は。それは、例えば具体的に言うと、どこまでそれを、その何ていうかね、印刷代が何ぼで、それからデザイン料が何ぼで、写真のが何ぼでというような格好で積み上げて出すもんなのか。そういうことになれば、また話は別だけれども、今の話からすると、もうまとめたやつ形のものを、自ら出せっちゃう話ですけども、何ら変わらん話じゃないかな、これ。どう違うんだ。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 失礼します。候補者が自らその開示をするという発想ではなくて、これは公費というところでありますので、業者さんが、例えば先ほどの選挙カーのほうで、業者さんが直接、選管のほうに請求された額であったとしても、あるいは、ポスターを様々な経費の、候補者さんの、いろんな段取りや調整の中で支払われてきた経費であったとしても、あくまで公費部分というふうに捉えた中でですね、公費としてはこれだけ支出があったんだというふうな、そのように捉えております。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 私も、この方ですね、趣旨自身は、選挙というのは公費で、やはりこう誰もが出やすい体制をつくっていくということで、やはり制度化をされたもんだと、これは分かるけれど、実際、もう少し、やはり皆さんが、経済的な縮小を考えてやるべきではないかというような趣旨だったのかなと思って、これは見たんですが、実際ですね、じゃあ何を開示せよとすることを求めているのかっていうのが見えないんです。例えば、先ほどのポスターの話になるとですね、例えば、何判の全フルカラーでコーティングをして、全シール性だとか、そういうことが業者から、請求書の内訳として請求が行くわけですね。それに基づいてお支払いをしているというのが、今の状況だと思うんです。ですから、何を開示せよとしているのかというところをもう少し明らかになると、より尋ねることが分かりやすいなと思ったのが1つ。

もう一つは、私が自分の選挙のときに困ったのは、車は自分で用意するんだけど、実際運転手さんを探すっていうのはとっても困りました。ですから、多くの方は、やはりその会社で、車も借り、運転手も借りというようなことで、回していくということをやっとられるんだなと。となると、運転手さんを、何日間かはずっと確保せないけんわけですね。その会社と契約す

るときに、やはり会社は、こういう契約でやらないといけないんですというようなこともあって、そういうふう、多少運転手さん、車、そして燃料代ということになると、セットになって高額になるかもしれませんが、それだけ人を、こうたくさんの時間確保をしようと思っただらね、やはり金額は必要になってきているというのが、今の実態ではないかと思うんです。ただ、それも切り詰めんさいって言ったら、今度は会社側にね、じゃあ、すみませんって言って、会社側の今度は経営のことにもつながってくるのではないかという心配も持っています。

もう一つは、やはり利用状況の情報を開示せよと書いてありますが、運転状況のね、これも、意味も分からないんですよ。だって、例えば、誰がどういうふうなコースで回るっていうのは、それぞれの選挙方針ですから、それを開示するということが自身もね、いかなものかと思うし、それを求めるんなら。キロ数掛ける何ぼという単価は出ているので、キロ数で、必ず皆さん出しているんですよ、そういう意味でいうと。なので、ちょっとこの辺で、何を開示せよとやっているのかということが明らかになると、議論がしやすい。今のままでは、やはりこう空想的なもう議論しかできないのではないかということを思います。以上、私の意見です。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 御意見ありがとうございます。確かにこう、何を具体的に提示するかっていうことは、これやった人でないと分からなくて、大きく数字だけ見て、疑義を感じてるっていう、そういう言い方、どう言ったらいいんでしょうね、そういったことをしたことがない方っていうのは、具体的なものが逆に見えない中での請願だったと思います。では、この請願を上げるときにはですね、全てが分かった上で請願を出さなければならないのかと。文面審査だからこそ、より具体的に出さなきゃいけないのかっていうことになってくると、これまた、請願のハードルも高くなると思いました。

例えば、もう一つは、先ほどの距離数の話は、私たちは自分のものは知ってるんですけど、それが、じゃあ距離数がどこまで、それが報告されて、それが見ることができるとなると、これまた、やっぱり実際に契約した方でないと分からない部分がありますので、だからこそ、まずはこの請願の中で言っておられる内容とすれば、利用状況、この利用状況、たくさん内容はあるんですけども、情報公開を進める制度への改正というふうにありますので、その辺も含めて検討して、どこまで出せるかっていうのは別としても、疑義を持つような市民や有権者の方がいるっていうことを踏まえたときに、あるいは、次の選挙、これから出たいっていう方に対する公費っていうものの在り方っていうことが、中身が分かることも含めたりとか、そういうことも含めて、公開を進める制度っていうところは、この請願に、そういったことで同意したわけでございます。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 紹介者の岡田議員の思いも分かりました。私もその思いは酌み取っているつもりです。ただしですね、やはり、こういうふうな請願ということで出されるということになったら、もう少し岡田議員のほうが、本来は請願者に、具体的に何を開示されますかとか、例えば、じゃあ距離数を、運転だったら、距離数をちゃんとこう分かるような制度にしてくださいとか、ちょっとそういうアドバイスが要ったのではないかというふうに思うんですね。そうい

うことから始めて、制度改革を進めていただきたいっていうような請願書だったら、よりこう進み方が違ったのではないかというふうに感じました。すみません、私の意見です。

◆吉野恭介委員長 そのほか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今回、来ていただいた経緯は、上杉委員のほうから、岡田議員の問題意識を確認したいということからでした。岡田議員に確認ですけれども、請願書の下から12行目、多額の市費を支出していることに疑問を感じていますと。これも、この提出者と同様の問題意識ですか。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 最初の説明に、簡単にさらっと流してしまっただんですが、これは、請願者がそのように認識しているものなんだというふうに捉えたっていうところまででございました。そのように見ている市民の方がいるというふうなところを、重きに捉えたっていう私の認識でした。

◆吉野恭介委員長 雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 今、市民がどう思っているか、捉え方ではなくて、岡田議員さん個人、お一人の中での問題意識が、この提出者の方と同一かどうかを聞いています。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 その点につきましては、今のこの市費のその額については、この請願者の方が言われるように、多く使ってるのか少ないとか、そういったところまでのところは、私の中では判断はしておりませんでした。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 紹介議員にはなったけれども、この方と同一の問題意識ではないっていうことが確認できたということで、よろしいですね。なので、先ほど上杉委員からもあった、選挙と一緒に戦ったといいますかね、行った当事者として、どういう問題意識があったのかという確認ですけれども、この方とは違うということなんですね。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。伊藤副委員長。

◆伊藤幾子副委員長 いろいろお話をされて重なるんですけど、私この請願を見たときに、言いたいことは何となく分かるんですけど、その趣旨のところを読むと、本当に利用状況って何を指すのかなっていうことと、一体何を公開すればいいのかなど。この請願者の問題意識が、よりこう有権者、全市民にね、こう共有してもらうために、何をどう公開するのが、してほしいって言っているのかが分からなかったんですよ。それで、唯一というか、契約した印刷単価及び質等ってあるから、紙の質だったりね、そういったことが1つあるのかなと思ってみたりで、想像しかちょっとできなくて、だから、なかなかこうね、趣旨に沿えば、ちょっとこれもう判断できないので、私は賛成することできないなと思ってます。

それと、あと、確かに多額のお金を使っていると、こんなきりきり、上限いっぱいいっぱい使ってる者がいっぱいおると、それは、こういうのを見たら思う市民も確かにおられるとは思いますが、でも、一応これは、法的に定められたもので、これ以上かかっている人は、自分で出してやっってるわけなので、何ていうか、悪いことをしてるっていう意識は、私ないんで

すよね、上限いっぱいいっぱいになってても。だから、これだけ使って、選挙戦って、議員ってなったんだったら、やっぱり4年間はしっかり議員の仕事を果たしていこうと、そのための選ばれる選挙なので、確かに、市民にとったら高いと思うかもしれないけど、それは4年間でしっかり返していこうというふうに、私は思ってますので、だから、ちょっと気持ちは分らないでもないんだけど、やっぱりこの制度を利用している側とすればですね、そうだよねえなんということにはならない請願だなというふうに、私は思いました。

それで、利用状況とか、何を公開するかっていうのは、ほかの議員の方にね、委員の方に答えられてましたので、そこは、ちょっと私は、そういうことだなというふうには思いましたけど、この請願に対しての意見は言わせていただきます。以上です。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。星見委員。

◆星見健蔵委員 この内容にですね、選挙、作成されたポスター、印刷枚数が1,000枚であったもの、印刷単価は50円で済んでいるという、これ、鳥取市の選挙管理委員会が、選挙期日周知等のために作成されたポスターということですけども、この我々が使用・作成しとるポスターと同等のものなのか、どこがどう違うのか、その辺をちょっとお聞かせください。その50円で済んどるって。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。前回の委員会でもちらっとお話をしたと思いますが、皆さんのポスターと違いまして、いわゆるデザイン料っていいですか、写真を加工したりっていう発注の仕方はしておりませんで、あらかじめ決まった、出来上がった版、これを印刷してくださいという発注の仕方をしておる関係で、単価が下がっているということですので、同じポスターではありますけど、作成過程が全く違うのであるから、こういった単価になっているということでございます。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 それで、この請願者自身が、そういう作成のやり方が違うということの単価の高い安いという部分を理解しておられずに、こう書かれておるのかということがちょっと聞きたいところですね。

それと、この下のほうに書かれとるんですが、車両の借用、燃料供給及び運転手雇用のための契約をそれぞれ個別で行う場合に比べ、限度額が著しく高額になっており、限度額を含めて、なぜ、国と同様な制度が鳥取市にも必要なのか、私は逆に聞きたいんですが、やはりこれが、地方や国、国内の中で、そういう国の基準というものが別になるというようなことには、わたしはそうじゃなしに、やはり統一ということが、国全体は統一されるということが、私は重要なことだと思うわけですが、その辺について少しちょっとお願いしたいと思います。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 まず、ポスターの50円の単価と、それから候補者の単価の違いについては、そこは、直接その部分については、僕も聞きました。請願者とすれば、そのために、ちょっとどこが違うんだろうかっていうことで、候補者の印刷されたポスター、納品されたものと、選挙管理委員会のほうが発注されたものと見比べてみたいときに、それらはもう物がなかったって

いうところで。今、選管事務局長さんのほうから御答弁がありました、その製作の過程のデザインは、デザインとかにかかると、これだけ差額があるんだっていうところについては、請願者からはその話は聞いてませんでしたので、そこは理解できてなかったのかと思います。これが、ポスターのことについてです。

それから、国と同じ制度のことについてなんですけど、ここは、特に選挙カーのほうの話ではなくて、そちらをいうよりかは、ポスターの作成枚数のほうを指摘されておりました。国の制度になります、鳥取市はですね、ポスターを貼る場所なんですけど、592か所ですので、592枚っていうのが、鳥取市は限度になってるんですけども、国のほうはですね、この倍を印刷することができるっていうところがありまして、そういった、国はその倍印刷することができるっていうふうな、そこにみんな制度を合わせてしまうとですね、実際に592枚を印刷するのではなくて、もっと1,000枚とか、大きな枚数を印刷できてしまうっていうことがあるので、そこにちょっと指摘をしておりました。なので、それを補うような形で見たのが、この請願の文章の一番下から3行目なんですけども、なお、ポスターの印刷枚数の上限が、ポスターの掲示場数と同じになっていますが、これ鳥取市のことなんですけど、風雨による破損等を勘案すると、国会議員等の場合、2倍は論外としても、若干の予備を含めることにしても、市民の理解は得られると感じていることを申し添えますっていうふうに書いてあるように、ポスターのほうでは、そのような説明を受けました。

選挙カーのほうについては、具体的な高いとか安いとかいうところまでは示されたものでもありませんでした。以上です。

◆吉野恭介委員長 星見委員。

◆星見健蔵委員 枚数を増やすことによって、値段を下げっていくという考え方もあると思うんですが、私は、必要以上に印刷必要もないと思うわけですね。それで、そのために、やはり592枚という掲示板の数の分に、10枚20枚ぐらいは上乗せして印刷はすると思うんだけど、やはりそういった風雨とか、災害にも対応できる質であったり、そういうね、ポスター、紙の質であったり、災害の影響を受けにくいものを作ろうと思えば、それなりの単価もかかるわけなんですね、私は、やはり国の基準というのは、その辺で定められているんじゃないかなというふうに思っております。

それで、ちなみにお伺いしますけども、この右にありますよね、ポスター・ビラ印刷の実績ということで。それで、大概の議員さんは大体800円ぐらいかかっているわけですね。それで、中に375円っていう方がおられるんですけど、岡田議員は、どの程度かけておられるのかちょっとお願いします。

◆吉野恭介委員長 岡田実議員。

◆岡田 実議員 私、これを見て、後で調べてみました。私は、きっとこの⑩番ではなかろうかと思います。ポスターは800円でございます。以上です。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほか質疑ありますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 岡田議員さんへの質問はいいですかということで、御退席いただいた後、また議論が始まるんですか。それとも、全体の意見のことですか。

◆吉野恭介委員長 この後、質疑がなければ退席していただきます。

よろしいですか。以上で、紹介議員に対する質疑を終了いたします。岡田実議員におかれましては、本委員会に出席していただきありがとうございました。

（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 それでは引き続き、委員の皆様から質疑、御意見等はございますか。坂根委員。

◆坂根政代委員 担当課にお聞きをいたします。このように情報開示があった場合に、例えば、坂根のものをどういうポスター内容であったのか、それを開示してほしいということが出た場合には、質であるとか、例えばデザイン料であるとか含めて、そういったものを開示してほしいとこう開示請求が出た場合は、開示ができるようになってるんですか。そこをお聞きします。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。開示請求は、いわゆる行政が保有している文書を開示するということでもありますから、うちで持っているものであれば、今おっしゃられた部分というのは全て開示は可能になりますが、一部、印影であったり、本当のいわゆる個人情報で開示できない部分は、黒塗りにした上で開示をするということになります。

◆吉野恭介委員長 坂根委員。

◆坂根政代委員 そしたら、開示ということであると、開示ができない制度にはなっていないというふうに理解したらいいですね。

◆吉野恭介委員長 そのほか質疑ありますか。上杉委員。

◆上杉栄一委員 今の質問からすると、開示請求の場合で、ポスター開示については、単価何ぼでの契約ですね。だから、それ以上のことは、選管のほうには、その情報っていうのは多分入ってこないと思うんです。ですから、デザイン料が何ぼで、その候補の写真代が何ぼで、それで、いわゆる製作費が何ぼっていうのは、その全部の製作費が何ぼということ出ると思うんで、だから、その細かい開示だったら、もうその候補の個人に開示請求するしかないのかなというふうに思うけども、ただ、それが、そこまでそれこそ認められるのかっていうのは、ちょっと私はまた別の問題だというふうに思います。

◆吉野恭介委員長 有本事務局長。

○有本公博選挙管理委員会事務局長 選管事務局、有本です。おっしゃるとおり、先ほど言いましたとおり、うちが持っている文書でしか開示は当然できませんので、先ほど、請求者のほうから、ポスターが手元にないということで見せてもらえなかったということもあったように、ないものはないということになってしまいますので、確かに、ほかの部署の、そういったいわゆる補助金とか委託料の段階で、そのポスターなりチラシを作った場合は、成果品としてそれを添付しないと支払いができないなんていうこともありますけども、その辺が、やっぱり今回の議論にあったように、うちは、あくまでもその業者さんのほうにお支払いするので、その成果品を必ず添付してくださいという具合にはなっていないと。選挙ですから、592か所の掲示場ですけども、1枚でも貼っていなかったら、すぐ市民の方から通報がありますし、当然、市役所の前にも掲示板ありますから、必ず成果品というのは、目視で常に確認はできておりますから、

何ら隠すものはないというふうに考えております。

◆吉野恭介委員長 よろしいですか。そのほかありますか。それでは、これで質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はございますか。雲坂委員。

◆雲坂 衛委員 反対の立場で討論します。この請願書の根幹である、その多額の市費を支出していることに疑問を感じるというところだと思いますが、ここも、紹介議員の岡田議員は、同じ問題意識ではないということも確認できました。前回とか、審議でも述べましたけれども、使い過ぎ、高い、いわゆるそういうような御意見はですね、以下の3つの理由で当てはまらないと思います。

1つは、社会制度として、この制度は広くハードルを下げて、こう政治に志す、議員志すためには必要な制度でありますし、そのためにも補助が必要ですし、2つ目には、金額は業者が決めるものであること、3つ目に、制度の限度ですね、都度改善されていると。中核市に、おおむね国の単価で準拠しているという執行部の説明もありましたし、以前に、同様の県議会の陳述でも不採択になっていて、そこでも、国の法に定めるところによって実施されてるものであって、都度見直されているということが理由で、不採択になっている理由などから、この問題意識、使い過ぎ、高いというのは当てはまらない。上杉議員も、9月5日の日に、限度額いっぱい使っても問題とは思わないという御発言もあったことなどから、今回、また公表については、公表もしていると、執行部のほうから収支報告書で、告示で、既に公開をしているという御説明もあったことなどから、根幹の問題意識であったり、既に行われているもの、何ら問題ないことと思ひ、これは、不採択が妥当だと、この請願には反対をいたします。

◆吉野恭介委員長 そのほか討論ございますか。よろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決に入ります。令和7年請願第5号鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願を採決いたします。本請願の採決に賛成の方は、挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

◆吉野恭介委員長 挙手なしと認め、本請願は、不採択と決定しました。

それでは、不採択理由の確認ですが、委員の皆様から、これはという意見があれば、なければ、後で調整させていただきます。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、皆さんから出た意見を、正副委員長でまとめさせていただくということにさせていただきます。

それでは、これで請願審査を終わります。執行部の皆さん、ありがとうございました。

【その他】

請願・陳情審査 不採択理由について（確認）

◆吉野恭介委員長 それでは、委員会で不採択となりました請願・陳情の不採択理由を確認した

と思います。皆さんのお手元に資料が配られていると思います。皆さん見ていただいて、確認をしてください。よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 異議がないということで、このとおり不採択理由を決定いたします。

次に、消費税の請願第6号ですね、消費税減税を求める意見書の案が添付されとったかと思
いますけども、文案を見てやってください。この文面によろしいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

◆吉野恭介委員長 じゃあ、この案でいかさせていただきます。

以上で、総務企画委員会を終了します。ありがとうございました。

午後2時0分 閉会

令和7年9月定例会 総務企画委員会

(議案審査、請願・陳情審査、報告)

日時：令和7年9月18日(木) 午前10:00～

場所：本庁舎7階第1委員会室

総務部・危機管理部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・議案第112号 鳥取市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- ・議案第113号 鳥取市職員の育児休業等に関する条例及び鳥取市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について
- ・議案第114号 鳥取市税条例の一部改正について
- ・議案第127号 工事請負契約の変更について

◎議案【追加分：説明・質疑・討論・採決】

- ・議案第128号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第3号)【所管に属する部分】

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願(新規) >

- ・令和7年請願第6号 消費税減税を求める意見書の提出を求める請願

企画推進部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第100号 令和7年度鳥取市一般会計補正予算(第2号)【所管に属する部分】
- ・議案第122号 鳥取市まちなか交流広場の指定管理者の指定について

◎報告

- ・令和7年度第1回新生公立鳥取環境大学運営協議会の開催結果及び公立鳥取環境大学における魅力向上に向けた取組状況について(政策企画課)

◎陳情【質疑・討論・採決】

< 陳情(新規) >

- ・令和7年陳情第16号 鳥取市市立美術館建設の陳情書

市民生活部

◎議案【質疑・討論・採決】

- ・議案第 100 号 令和 7 年度鳥取市一般会計補正予算（第 2 号）【所管に属する部分】
- ・議案第 111 号 鳥取市市民自治推進委員会条例の一部改正について
- ・議案第 121 号 鳥取市過疎地域持続的発展計画の変更について

選挙管理委員会

◎請願【質疑・討論・採決】

< 請願（新規） >

- ・令和 7 年請願第 5 号 鳥取市の選挙公営制度利用状況の情報公開についての請願

その他

- ・請願・陳情審査 不採択理由について